

令和 3 年度
八千代市農業施策に関する意見書

令和 2 年 10 月

八千代市農業委員会

八農委第467号
令和2年10月8日

八千代市長 服部 友則 様

八千代市農業委員会
会長 小名木 伸



令和3年度八千代市農業施策に関する意見書

日頃より、八千代市農業振興にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、必要な農業の施策について農業者を代表して意見書を提出いたします。

ご査収の程お願い申し上げるとともに、令和3年1月31日までにご回答いただきますようお願いいたします。

また、昨年度の意見書に対しての回答にあった「農業ボランティア制度について、応募者、受け入れ農家が増えるような取り組みの検討」「害獣の生息状況や被害状況の把握」「農業交流センターの新たな取り組みの検討」についての状況報告も併せてお願ひいたします。

記

1 遊休農地対策及び担い手の確保について

八千代市では、農業者の高齢化や担い手の不足によって、遊休農地面積が増加傾向にある。令和元年度の遊休農地合計面積は約113.90haであり、管内の農地面積の12.25%を占めている。

遊休農地は、長期間放置することで、くずなどの除去が困難な草本が発生し、農地への復元が困難になるが、それらの農地について、ある一定の経営者に一団としての管理を誘導することで、農地管理がしやすく、今後発生しうる遊休農地も未然に防止できる。

よって、借り手が認定農業者または、認定新規就農者の場合に貸し手農家及び借り手農家の両者に補助（市独自補助）を創設し、下記の予算確保を願いたい。

新規設定（6年以上） 34件※1×双方（2名）×20,000円※2=1,360,000円

再設定（6年以上） 37件※1×双方（2名）×10,000円※2= 740,000円

計 2,100,000円

※1 件数については、令和元年度実績値（契約筆数）。

※2 補助金については、船橋市の補助金額を参考に代入。

2 有害鳥獣対策について

令和元年度の農業者アンケートにおいて、鳥獣被害対策への取り組み強化が要望として多く上がった。

果樹への鳥類による被害は顕著であり、対策は多目的防災網などによるものがあるが、防災網設置について、県の補助金だけでは、補助率の低さなど、十分なものではない。

よって、県の補助に併せ、市独自の上乗せ補助を創設し、下記の予算確保を願いたい。

「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業の1/10 上乗せ補助（市独自補助）

16,956,000円 $\times^3 \times 1/10 \times^4 = 1,695,600$ 円

※3 昨年度の次世代産地整備支援事業費総額。

※4 補助割合については、芝山町を参考に代入。

その他、防災網の張替え時は補助対象とならないなどの課題もあるため、新たな補助制度を検討されたい。また、有害鳥獣の数を減らすには、獣友会による駆除が主な手段となるが、近年は狩猟免許を取得する者が少なくなっていることから、免許取得に対する助成金の検討、さらには、電気柵設置に対する補助もないため、補助事業の創設を検討されたい。

3 農業交流センターについて

農業交流センターについて、研修室や調理実習室は農業振興上の利用に対し、使用料免除が規則で規定されているが、農産物販売所や喫茶コーナーの利用に関しては、使用料減免の規定がない。

農産物販売所や喫茶コーナーについても、減免することで、農家レストランなどの農業振興を目的とした施設の設置や、農業従事者と一般市民の交流の場、農業交流センターの活性化にもつながると考えられる。

よって、「やちよ農業交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則」の改定を行い、使用料の減免を願いたい。

（使用料の減免）

【追加】農業者の経営意欲の増進並びに知識及び技術の向上を図るために活動を行うために
「農産物・加工品販売所」「農産物加工所」「喫茶コーナー」を利用する場合
100分の50 \times^5

※5 減免割合については、50%を想定。

4. 人・農地プランについて

「人・農地プラン」の実質化に向けて、より実効性のあるプラン作成には、集積に係る予算の確保が欠かせない。

現在、候補となっている「島田（島田・島田谷津）地区」「尾崎地区」「米本地区」「桑納川地区」について、早急に協議を進め、農地の集積に必要な予算の確保を願いたい。

（例）中間管理事業（機構集積協力金）

・「島田（島田・島田谷津）地区」	$20.0\text{ha}^{\ast\ast 6} \times 100,000 \text{円}^{\ast\ast 7} = 2,000,000 \text{円}$
・「尾崎地区」	$15.0\text{ha}^{\ast\ast 6} \times 100,000 \text{円}^{\ast\ast 7} = 1,500,000 \text{円}$
・「米本地区」	$30.0\text{ha}^{\ast\ast 6} \times 100,000 \text{円}^{\ast\ast 7} = 3,000,000 \text{円}$
・「桑納川地区」	$30.0\text{ha}^{\ast\ast 6} \times 100,000 \text{円}^{\ast\ast 7} = 3,000,000 \text{円}$
計 9,500,000 円	

※6 面積は想定。

※7 単価は1ha（ヘクタール）当たり10万円の場合。

加えて、地域での協議の場の設置に取り組み、土地改良事業等の促進に努められたい。